

---

# 避難訓練の手引

---



平成25年3月  
東京都教育委員会

---



---

## 本手引の活用に当たって

---

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に多くの尊い人命を奪い、住み慣れた町を破壊し、さらに放射性物質拡散への懸念を引き起こす等、まさに未曾有の災害となりました。発災から2年が過ぎた今、未だその傷跡は癒えておりません。

あの日、震源から500キロ以上も離れた東京でも、最大震度5強を観測し、建物の倒壊、火災の発生、地震の揺れによる液状化など大きな被害が発生しました。交通機関の麻痺による多くの帰宅困難者の発生など、都市災害の課題が浮かび上がったところです。

近い将来、東京都においても、首都直下地震や東海地震の発生が予測されております。このような状況を踏まえ、東京都教育委員会では、平成20年度から「安全教育プログラム」を作成し、毎年、都内公立学校全教員に配布してきました。また、児童・生徒を対象に、東京都独自の防災教育副読本「地震と安全」や、防災教育補助教材小・中学校版「3. 11を忘れない」及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3. 11を忘れない～」を作成し、配布することで、防災教育を推進して参りました。

現在、都内公立幼稚園・小・中学校・特別支援学校では年11回、高等学校では、年4回以上の避難訓練を教育課程に位置付け、定期的な安全指導を実施しているところですが、各学校においては、今後起こりうる大地震に備え、従来にも増して、体験的、実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒の防災意識や安全対応能力を一層高め、「まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成する」防災教育を推進していく必要があります。

そこで、東京都教育委員会では、平成25年2月7日に「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について(通知)」を発出し、様々な想定を取り入れた実践的な避難訓練や防災訓練の実施をお願いしたところです。本手引は、この通知の補完資料であり、実践的な避難訓練等の改善に向けて、避難訓練の定義はもとより、様々な発災場面を想定した実践的・体験的な避難訓練の評価・立案、具体的な実施計画例等を掲載しております。

是非、本手引を活用し、学校や地域の実態等に応じた効果的な避難訓練等を計画し、児童・生徒が危険を予測し、回避できる能力を培うことができるよう、実践的な避難訓練を一層、充実していただくようお願いします。

平成25年3月

教育庁指導部長

坂本和良



# 目次

第1章 学校における避難訓練について	2
1 避難訓練の定義	2
2 避難訓練の評価・立案	2
3 避難訓練計画上の基本的条件	3
第2章 実践的な避難訓練への改善に向けて	4
1 避難訓練改善の視点	4
2 様々な場面を想定した避難訓練実施計画例	6
実施計画例1 登校中に発災する想定 of 避難訓練	6
実施計画例2 始業前に発災する想定 of 避難訓練	7
実施計画例3 休憩時間中の発災で、行方不明者が発生する避難訓練	8
実施計画例4 下校中に発災する想定 of 避難訓練	9
実施計画例5 時間経過に伴う災害の推移を加味した避難訓練	10
実施計画例6 旅行・集団宿泊的行事中に発災する想定 of 避難訓練	11
実施計画例7 学校休業日の部活動中に発災する想定 of 避難訓練	12
実施計画例8 地震後の津波による二次避難を想定した避難訓練	13
実施計画例9 運動場の液状化を想定した避難訓練	14
実施計画例10 校外での学習活動中に発災する想定 of 避難訓練	15
第3章 東京都防災教育副読本等を活用した避難訓練等の充実	16
1 東京都独自の防災教育副読本等について	16
(1) 防災教育副読本「地震と安全」	16
(2) 防災教育補助教材「3・11を忘れない」	16
(3) 「東京都及び区市町村教育委員会指導主事等による 東日本大震災被災地視察研修報告書・指導資料」	16
2 防災教育副読本等の活用による避難訓練の改善	17
(1) 避難訓練の事前指導を改善する	17
(2) 避難訓練の事後指導を改善する	17
参考資料	
1 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について(通知)	18
2 東京消防庁と連携した防災教育の推進について	21

# 第1章 学校における避難訓練について

## 1 避難訓練の定義

### 避難訓練とは

地震、風水害、火山噴火などの自然災害や火災などの災害に備え、各学校で定期的に行われる安全指導の一つで、特別活動の〔学校行事〕の「健康安全・体育的行事」に位置付けられている。

都内の公立学校においては、幼稚園・小・中学校・特別支援学校では、年11回、高等学校では、年4回以上の避難訓練を実施しており、他の防災教育と連携して、計画的に実施することが重要である。

避難訓練では、幼児・児童・生徒に、災害時にいち早く避難行動を取り、安全な場所に避難する力を身に付けさせることが重要である。そのためには、いざというときに慌てず、即座に、適切な避難行動を取れるようにすること、校内の避難経路を覚え、発災の状況に応じ、安全な経路を通して避難できるようにすることが、避難訓練の重要な要素となる。

その際、以下のキーワードは、「必ず指導する基本的事項」として、定着させること。

### 避難行動のキーワード

「落ちてこない」  
「倒れてこない」  
「移動してこない」場所へ

### 避難時のキーワード「おかしも」

「おさない」  
「かけない」  
「しゃべらない」  
「もどらない」



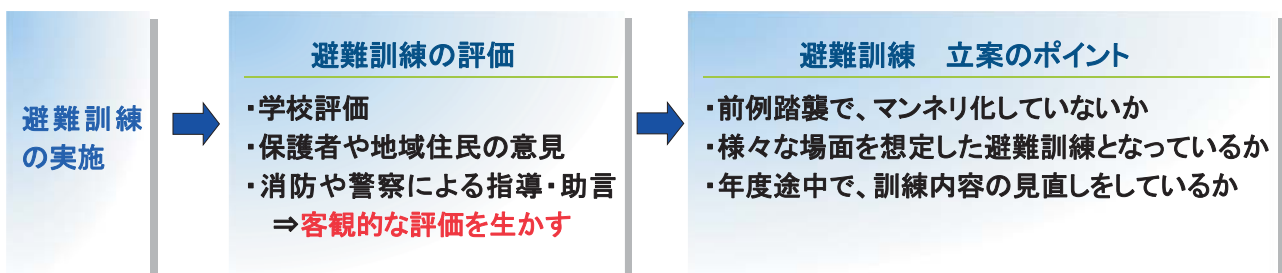
## 2 避難訓練の評価・立案

東日本大震災の被災地の学校では、かねてから津波を想定した避難訓練を、繰り返しかつ計画的に実施していたため、児童・生徒が自身の判断で無事に避難した事例が多く見られた。

各学校(園)において避難訓練を計画する際には、単に前年度の内容を踏襲するのではなく、いざというときに、速やかな避難行動や適切な判断ができる幼児・児童・生徒の育成を目指し、計画的かつ系統的な年間指導計画を立案することが重要である。その際、地震の発生時刻や場面、被災状況、学校の立地条件等、様々な要件を盛り込んだ体験的・実践的な避難訓練を計画していく必要がある。

また、避難訓練をより実効性のあるものにするためには、客観的な振り返りが鍵となる。前年度や前半期の学校評価はもとより、学校公開日等に避難訓練を実施するなどして、保護者・地域住民・消防団等の意見を取り入れた訓練や、地元の消防や警察による専門的な見地からの指導・助言を取り入れた訓練を計画することが肝要である。

なお、避難訓練の年間指導計画については、年次途中の見直しも必要であり、課題のあった避難訓練については、年度内に再度同じ設定で実施するなど、計画に柔軟性をもたせることも必要である。



### 3 避難訓練計画上の基本的条件

#### チェックポイント

- 緊急地震速報の発令 または突然の大きな揺れの発生**
  - ・緊急地震速報のチャイム音の活用
- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所への移動**
  - ・まず頭部を守る。→ 防災頭巾、ヘルメット等の着用
  - ・教職員が率先して実行
- 揺れが収まるまで、そのまま待機**
  - ・指示があるまで、机の下等から動かない。
- 揺れの収束**
  - ・余震の恐れもあるため、指示があるまで動かない。
- 避難準備**
  - ・防災頭巾、ヘルメット等の着用
  - ・靴の履き方や靴紐の確認
  - ・ハンカチ、ちりがみ等の用意
  - ・管理職等による地震情報の収集
- 管理職等による避難経路、集合場所の確定と指示**
  - ・管理職等による校内の被害状況(出火、通行不能箇所等)の把握
- 「おかしも」の約束を守った避難**
- 人員点呼**
  - ・幼児・児童・生徒及び教職員の安否確認
  - ・負傷者の傷病状況の把握
- 二次避難、下校方法等の確定に向けた管理職の判断と指示**
  - ・教職員からの校内の被害状況の収集
  - ・防災無線等による地域の被害状況の収集
  - ・校内及び近隣の住宅等からの出火、津波警報の発令等による二次避難の必要性
- 講評**
  - ・管理職による講評
  - ・消防署員等の防災関係者による講評や防災講話
- 教室等での振り返り**
  - ・防災教育副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3.11を忘れない」及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」等を用いた振り返り

## 第2章 実践的な避難訓練への改善に向けて

### 1 避難訓練改善の視点

大地震が発生した際、まず自分の身を守るために、危険を予測し回避する能力を児童・生徒に育成することが重要である。そのためには、各学校における避難訓練を、様々な発災場面を想定した、体験的、実践的な避難訓練等に改善することが求められている。各学校では、組織的、計画的に、避難訓練の見直しを行うことが大切である。

平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について(通知)」(P.18参照)には、以下に示す、避難訓練等の想定場面等(設定時間・設定場面、設定状況)の見直し例や、体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点を示している。

本手引では、これらの視点を取り入れた実施計画例を「2 様々な場面を想定した避難訓練実施計画例」(P.6～P.15参照)に掲載しているので、参考にされたい。

#### A 設定時間・場面について

- ア 登下校中
- イ 始業前、放課後
- ウ 授業中(普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等)
- エ 休憩・清掃中
- オ 校外での教育活動中
- カ 他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
- キ 委員会や部活動中(長期休業日及び学校休業日を含む。)

#### B 設定状況(どのような場合か)

- ア 管理職が不在
- イ 電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない。
- ウ 停電等により、校内放送が使用できない。
- エ 渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない。
- オ 幼児・児童・生徒・教職員が負傷した。
- カ 校内において幼児・児童・生徒が行方不明になった。
- キ 運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない。
- ク 島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された。





## C 体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

- (1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する。
- (2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する。
  - ア 訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を幼児・児童・生徒、想定によっては教職員にも予告しない。
  - イ 消火器や屋内消火栓、担架等を積極的に活用
  - ウ 緊急地震速報のチャイム音を活用し、地震発生時に身を守る姿勢をとる訓練等。その際、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間に身を寄せるよう指導
  - エ 廊下等の避難経路に、落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択する等、災害発生の推移に合わせた発災対応型の設定を工夫
  - オ 一時集合場所や避難場所等まで避難する訓練
- (3) 避難訓練等の事前・事後指導を充実する。
  - ア 防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認
  - イ 消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定
- (4) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する配慮
- (5) 教職員の役割分担を明確化する。
  - ア 教職員一人一人が指揮系統や役割分担など、校内の協力体制について理解する。
  - イ 避難訓練では、教職員の役割を固定しないようにする。
- (6) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する。
  - ア 学校所在地の消防署や町会等の防災担当者と連携し、次のような体験的、実践的な活動を組み合わせて実施する。

・消火器による初期消火訓練	・煙体験ハウスを活用した訓練	・起震車体験
・D級軽可搬消防ポンプ放水訓練	・AED取扱い訓練	・応急手当
・宿泊防災訓練	・避難所設営訓練	・炊き出し訓練 等
  - イ 消防署と連携し、避難訓練時に119番通報訓練を実施する。その際、住所や被害情報等の通報が的確にできるように訓練する。
  - ウ 保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。なお、避難訓練に引き続いて防災訓練を実施するなど、防災意識を高めるように工夫する。
- (7) 実施後の評価を次回の避難訓練等に活用する。

避難訓練等実施後は、必ずその評価を教職員相互で行い、反省点や改善点、効果的だった点等について次回の訓練に反映させる。

## 2 様々な場面を想定した避難訓練実施計画例

### 実施計画例 1

### 登校中に発災する想定での避難訓練

#### 設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点

登校途中に地震が発生。児童・生徒は通学路上で「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」か、周囲を確認し、その後、学校へ向かう。教室に戻った後、防災教育副読本「地震と安全」を活用し、登校中に地震が発生した場合の安全行動について確認する。

【A-ア】登下校中

【C-(3)-ア】防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認

#### 1 時間・場所等

午前8時に、通学途中で地震が発生する設定。校庭集合後、学級ごとに指導を行う。(計30分間)

#### 2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
前日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前学習として、明朝8時頃、登校中に地震が発生する避難訓練を実施することを予告する。</li> <li>●揺れは、震度6弱(立っていることが難しい)が、10秒程度続くという設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎朝、8時頃、通学路のどの辺りにいるか、思い出し、地震発生時の目標物(例えば歩道橋の周囲等)を想定させ、その場所に相応しい避難行動について、具体的に想定する。</li> <li>●「地震と安全」に記載された登下校中に地震が発生した場合の注意事項を確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校便り等に、登校中の避難訓練を実施することを掲載する等、保護者・地域住民等に本訓練の周知と協力を依頼する。</li> <li>●児童・生徒の発達の段階や、学校周辺の通学路の状況を踏まえて登校中の避難行動の訓練場所を設定することを指導する。</li> <li>●集団登校を行っている学校の場合は、登校班のリーダーの児童・生徒に個別指導を行い、配慮事項について確認する。</li> </ul>
8時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通学路で地震が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間か瞬時に確認し、避難行動(頭部を守る)を取る。10秒程度で揺れが収束したあと、慌てることなく、学校に向かう。</li> <li>●部活動や生徒会活動等で既に在校している児童・生徒は、校内や校庭で同様に避難行動を取る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任教員は、校庭で待機する。</li> <li>●校内の状況を把握する。</li> <li>●通学路途途中まで出迎える。</li> <li>●8時の段階で既に登校している児童・生徒に対して、緊急地震速報のチャイム音を用いた訓練放送を流す。</li> <li>●参集してきた児童・生徒の点呼を行う。</li> </ul>
8時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭で点呼を取り、児童・生徒の安全確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭に学級ごとに参集する。</li> <li>●活動や生徒会活動等で既に在校している児童・生徒は、校内や校庭で同様に避難行動を取る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任教員は、校庭で待機する。</li> <li>●担任が不在の学級を敢えて設定し、担任業務を代行する別の教員を用意しておく。</li> <li>●不在の児童・生徒を把握する。欠席・遅刻の場合も考慮しつつ、安否確認を行う。</li> </ul>
8時20分 (5分間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講評 【全校一斉指導】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の避難行動と、地震直後に道路を通行する際の留意点を確認する。</li> <li>●講評後、教室等へ移動する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特に以下の点について講評・指導する。</li> <li>①通学途中で大きな揺れがあった際の避難行動について確認すること。</li> <li>②地震で動揺して走り出すことの危険性について触れる。特に、交通事故に遭わないように注意すること。</li> </ul>
8時30分 (5分間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学級・学年単位で「地震と安全」を活用した登校中の避難行動について事後学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災教育副読本「地震と安全」や「3.11を忘れない」等を活用し、登校中に大きな揺れが発生した際の対応について、当日の訓練を振り返りながら確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任等による事後指導を行う。その際、「地震と安全」の挿絵等を活用し、登校中の地震発生の際に必要な防災知識及び防災行動について確認する。</li> </ul>

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

朝、始業前に地震が発生。児童・生徒は校庭で遊んでいたり、教室や体育館で部活動や委員会活動をしている等、様々な状況である。

【A-イ】始業前、放課後 【C-(5)】教職員の役割分担を明確化する

1 時間・場所等

午前8時15分、地震が発生する設定。校庭集合後、全体指導を行う。(計10分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
8時10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●始業前、児童・生徒が校庭、体育館等、校舎内の様々な場所で様々な状況</li> <li>●教師も同様の状況</li> <li>●緊急地震速報発報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まず、自分が現在いる場所で安全行動をとること。周囲に教師がいない場合でも、『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない』空間かどうか、想起する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急地震速報のチャイム音を放送する。</li> <li>●校内放送で「訓練。大きな地震です。『落ちてこない・倒れて来ない・移動してこない』に留意すること。」等と周知する。</li> <li>●校庭、体育館、各学年フロア、職員室等、普段、自分がいる場所で地震が発生した場合を想定して対応する。</li> </ul>
8時11分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭に向けて避難開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校内放送で「訓練。大きな地震です。揺れが収まったら、校庭に集まりましょう。『お・か・し・も』を守りましょう。」と周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校内放送で「訓練。揺れが収まりました。校庭に集まりましょう。『お・か・し・も』を守りましょう。」と周知する。</li> <li>●地震が一端収束したあと、児童・生徒の安全確認を行う学級担任と、校舎内の状況把握(負傷者の有無、構造物・非構造物の被害状況等)をする教員等、教職員の役割分担を明確化して訓練に臨む。</li> </ul>
8時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭で点呼を取り、児童・生徒の安全確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭に学級ごとに参集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任教員は、校庭で待機する。</li> <li>●担任が不在の学級を敢えて設定し、担任業務を代行する別の教員を用意しておく。</li> <li>●不在の児童・生徒を把握する。欠席・遅刻の場合も考慮しつつ、安否確認を行う。</li> <li>●所在不明の児童・生徒を敢えて設定し、その場合の所在確認について、どのような手順で誰が行うのか、職員の対応訓練を同時平行で行うことも有効である。</li> </ul>
8時17分 (3分間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講評</li> <li>【全校一斉指導】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震が発生した際に教師が身近にいない場合でも、落ち着いて安全な行動をとることが重要であることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校にいるとき、いつも教師が身近にいるとは限らない。一人でいるときや、友達といるときに地震が発生しても、慌てずに、まず自分の身を自分で守り、その後、指示に従って慌てずに避難し集合することを確認する。</li> </ul>

※ 本実施計画例の場合は、地震後、校庭に集合する訓練を想定したが、校庭ではなく、各学級に集合する訓練も必要である。「始業前や放課後の地震発生」の場合、児童・生徒の安全確保とともに、その所在確認が重要である。このことを踏まえ、学校の実情に合わせて工夫することが重要である。

設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練のための改善の視点

昼休み中に緊急地震速報が鳴動。児童・生徒は、自身のいる場所を瞬時に確認の上、最も適切な避難行動を取る。放送の指示で校庭への避難を行うが、途中で避難経路が寸断されたり、行方不明者が発生したりするなどの事態が発生。本部の指示に従い、教員は、それぞれの分担に分かれて対応する。校庭にて休憩中に発災した時の対処の仕方について振り返る。

【A-エ】昼休み中 【B-エ】渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できず


【B-カ】校内において、教員と児童・生徒が行方不明 【C-(2)-エ】転倒物に見立てた段ボール等を置く。

【C-(5)】教職員の役割分担を明確化する。 【C-(6)-イ】119番通報訓練

1 時間・場所等

午後1時5分、昼休み中に緊急地震速報が鳴動する。各自、それぞれの場所で避難行動を取った後、校庭に避難する。集合後、全体指導を行う。(計25分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き	教職員の動き
1時5分	● 緊急地震速報鳴動	● 身の安全を図る。 (自分のいる場所に応じた危険回避行動を取る。) ● 防災頭巾等の着用 防災頭巾等が身近にない場合は、手や鞆等で頭を守る。 ● 教職員の指示に従う。	● 自身の身の安全を図るとともに、近くにいる児童・生徒に危険回避行動を取るよう指示する。 ● ヘルメット等の着用 ● 児童・生徒、教職員、来校者等に対して、落ち着いて避難行動を取るよう指示する。(校内放送)
1時6分		● 校庭にいる児童・生徒は中央で丸くなってしゃがみ身を守る。 	● 近くの児童・生徒に、揺れが収まるまでそのままの姿勢を取っているよう、声をかける。
1時11分	● 揺れが収まる	● 自他の怪我の有無の確認 ● 放送の指示を聞く。	● 負傷者の有無の確認
1時13分	● 避難開始 避難経路変更	● 放送の指示で、避難開始 ● 校舎内や体育館にいる生徒は、西側の昇降口から校庭に避難する。	● 本部設営及び指揮 ● 下駄箱が倒れて中央昇降口が使用できないことが分かり(転倒物に見立てた段ボール等を置く)、校舎内にいる児童・生徒の避難経路を変更。西側の昇降口を用いるように指示 ● トイレに残留児童・生徒がいないかを確認する。
1時18分	● 人員点呼 ● 避難完了	● 各学級ごとに整列 ・座って静かに待つ。	● 人員報告、負傷者の有無の確認 ● 教員1名、児童・生徒2名行方不明 ● 連絡班は、搜索場所を分担し、行方不明者の搜索
1時20分 (5分)	● 講評	● 各学級ごとに整列 ・座って静かに待つ。 ● 消防署員の話静かに聞く。	● 行方不明者発見 ● 救護班は、119番通報訓練 ● 訓練全般の講評(消防署員)

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

下校中に地震が発生。児童・生徒は通学路上で「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」か、周囲を確認し、その後、学校へ引き返す。

教員は校庭で児童・生徒を迎え、点呼を取り、安全確認を行う。

【A-ア】登下校中

【C-(3)-ア】防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認

1 時間・場所等

校門を出て5分した場所で地震が発生する設定。地震後、児童・生徒は学校に戻る。(計15分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
下校前の学級指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事前学習として、本日の下校中に地震が発生した場合の避難訓練を実施することを予告する。</li> <li>●揺れは、震度6弱(立っていることが難しい)が、10秒程度続くという設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校門を出て、5分後に地震が発生する想定。その場所に相応しい避難行動について、具体的に想定する。</li> <li>●「地震と安全」に記載された登下校中に地震が発生した場合の注意事項を確認しておく。</li> <li>●小学生については、通学路のどのあたりにいるか、地震発生時の目標物(例えば歩道橋の周囲等)を想定させておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校便り等に、下校中の避難訓練を実施することを掲載する等、保護者・地域住民等に本訓練の周知と協力を依頼する。</li> <li>●児童・生徒の発達の段階や、学校周辺の通学路の状況を踏まえて下校中の避難行動の訓練場所を設定することを指導する。</li> <li>●集団下校中の地震発生を想定した訓練を行う場合は、登校班のリーダーの児童・生徒に個別指導を行い、配慮事項について確認する。</li> </ul>
校門を出て5分後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通学路で地震が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間か瞬時に確認し、避難行動(頭部を守る)を取る。10秒程度で揺れが収束したあと、慌てることなく学校に向けて歩きだす。交通事故に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任教員は、校庭で待機する。</li> <li>●校内の状況を把握する。</li> <li>●担任以外の教員は、通学路途途中で出迎える。</li> <li>●参集してきた児童・生徒の点呼を行う。</li> </ul>
地震発生から5分後	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭で点呼を取り、児童・生徒の安全確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校庭に学級ごとに参集する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担任教員は、校庭で待機する。</li> <li>●担任が不在の学級を敢えて設定し、担任業務を代行する別の教員を用意しておく。</li> <li>●不在の児童・生徒を把握する。欠席・遅刻の場合も考慮しつつ、安否確認を行う。</li> </ul>
地震発生から10分後(5分間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講評【全校一斉指導】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の避難行動と、地震直後に道路を通行する際の留意点を確認する。</li> <li>●大きな地震が発生した際は、学校に戻ることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特に以下の点について講評・指導する。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①下校途中で大きな揺れがあった際の避難行動について確認すること</li> <li>②地震で動揺して走り出すことの危険性について触れる。特に、交通事故に遭わないように注意すること。</li> </ol> </li> </ul>

※ 特別支援学校におけるスクールバス通学の際は、運転手と事前に十分に打合せを行う。

※ 幼稚園の場合は、事前に丁寧に訓練の主旨や設定を保護者に説明し、協力を求める。

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

授業中に緊急地震速報が鳴動し、児童・生徒は即座に避難行動を取る。その直後に大地震が発生、停電のため放送設備が使用不能となる。拡声器等の指示により校庭への避難開始。救護班は、負傷者発生との情報を入手し、教室に救助に向かう。校庭に集合後、津波警報が発令、体育館への二次避難を開始する。

【A-U】授業中(普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等) 【B-A】管理職(校長)不在

1 時間・場所等

午前10時20分、授業中に発災。児童・生徒は、各教室等から一旦校庭に避難するが、津波警報発令に伴い、体育館に避難する設定(20分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き	教職員の動き
10時20分	● 緊急地震速報鳴動	● 身の安全を図る。(机の下に避難等) (各教室の状況に合わせた危険回避行動) ● 教職員の指示に従う。 ● 防災頭巾等の着用	● 身の安全を図らせる。 (危険回避行動の指示、教職員も同様に行う。ヘルメット等の着用) ● 児童・生徒、教職員、来校者等に対して避難行動を取るよう指示(校内放送) ● 窓・ドアを開けカーテンを閉める。
10時21分	● 大地震発生	● 身の安全を図る。 ● 机の下に潜り静かにする。	● 身の安全を図る。 ● 児童・生徒を落ち付かせる。
10時26分	● 大きな揺れが収まる。 停電になる 放送使用不可 負傷者の発生	● 負傷者の有無の確認 ● 教職員の指示に従う。 (放送設備の使用不可) ● □年□組1名が、教室で割れたガラスで切創	● 負傷の有無の確認 ● 放送設備使用不可 ● 拡声器の活用 (避難場所、ルートを確認に伝える。) ● □組担任…負傷した児童・生徒の保護
10時28分	● 校庭への避難開始	● 教員の指示に従い、校庭へ避難開始(「おかしも」の約束)	● 「おかしも」の約束を守らせ、避難開始(二次災害に対する情報収集) ● 隣接する2学級を避難誘導 ● 本部設営及び指揮 ○ 負傷者の報告 ○ 救護班一負傷者の応急手当
10時31分	● 避難完了 ● 人員点呼	● 各学級ごとに整列し、静かに待つ。	● 校庭の危険がない場所へ避難誘導
10時32分	津波警報発令	● 教職員の避難指示に従い、体育館への避難開始	● 副校長は、津波の危険性を鑑み、体育館への二次避難を指示する。
10時33分	● 体育館への避難開始	● 二次避難 ・□年(校舎東側階段) ・□年(校舎東側外階段) ・□年(校舎中央階段)	● 体育館(3階)への避難 (避難場所、ルートを確認に伝える。)
10時35分	● 人員点呼 ● 避難完了	● 各学級ごとに整列し、静かに待つ。	● 人員報告、負傷者の有無の確認
10時40分	● 講評		● 訓練全般の講評(校長)

※ 「校長は出張中で不在」という設定にする。校長は、全体の動きや発災に伴う対応の様子について確認し、講評の中で、時間経過に伴う発災型の避難訓練で見られた成果と課題について述べる。

※ 消防署員や警察署員からの指導・助言を得て、次の訓練の改善につなげることが望ましい。

設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点

遠足、移動教室、修学旅行等で班行動を行っている最中、大きな揺れが発生。児童・生徒は、発生予定時刻の午後2時10分になったら、各自の安全を確保するために、どのように避難行動を取るべきか考え、班内で確認し合う。その後、班ごとにまとまって、事前に指定されている避難場所に避難する。本部は、「災害用伝言ダイヤル171」を活用し、学校と連絡を取り合う。避難場所に集合後、点呼、安全確認の上、他県等において、児童・生徒だけで被災した場合の安全行動について確認する。

- 【A-カ】他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
- 【B-イ】電話等が不通で、情報の収集や伝達ができず
- 【C-(5)】教職員の役割分担を明確化する。

1 時間・場所等

午後2時10分、他県等における校外学習で班行動を行っている最中、大地震が発生する設定

(計20分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

	設定状況等	児童・生徒の動き	教職員の動き
班行動開始前		● 避難訓練の予定時刻になったら、班ごとに避難行動を取ることを再確認する。	● 班行動中に、避難訓練を行うことを伝える発生時間、避難場所について確認する。
2時10分	● 突然、大きな揺れが発生	● ここで、地震が発生したらどのように避難行動を取るべきか考え、班内で共有する。(駅、電車やバスの中、見学先、歩行中)	● それぞれの状況に応じた危険回避行動を考える。
2時15分	● 揺れが収まる。 電話等が不通	● 本部の携帯電話に連絡するが、つながらず。(想定)	● 本部から学校に連絡をするが不通 ● 現地の教員間でも連絡が取れない。 ● 本部は、事前に決めておいた避難場所に集合するよう、「災害用伝言ダイヤル171」に録音する。
2時17分	● 避難開始	● 班員でまとまりしおりに記載された避難場所に向かう。 ● 途中、公衆電話から「災害用伝言ダイヤル171」を聞く。	● 各自、避難場所に向かう。 ● 学校は、本部が録音した「災害用伝言ダイヤル171」を踏まえ、SNSやホームページで情報を伝える。
2時18分	● 避難場所の確保		● 本部設営 ● 校旗等、目印になるものを掲げる。
2時25分	● 人員点呼 急病人発生 行方不明あり	● 到着した班から人員及び負傷の有無を報告する。 ● 班ごとに整列 ・座って静かに待つ。	● 人員報告、負傷者の有無の確認 ● 教職員の役割分担決定 本部・捜索班・救護班(複数対応) ● 本部は点呼後の状況について「災害用伝言ダイヤル171」で学校に報告
2時30分 (5分間)	● 講評	● 不慣れな場所での避難行動について考える。	● 訓練全般の講評(管理職) ・知らない場所で発災した際の避難行動や安否確認の方法について、再確認する。

※ 「災害用伝言ダイヤル171」は、毎月1日、15日・防災週間(8月30日9:00~9月5日17:00)・防災とボランティア週間(1月15日9:00~1月21日17:00)に活用できる。(蓄積伝言数:10伝言 伝言録音時間:30秒 伝言保存期間:6時間)

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

日曜日の午前中、他校との練習試合が終了した直後、突然大きな揺れが発生。各自、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に移動する。管理職は不在であり、避難誘導の指示はない。本校の教員が中心となり、校庭への避難誘導を行う。液状化の場所を避けて人員確認を行い、休業日に、学校で発災した際の安全行動について確認する。

【Aーキ】部活動中      【Bーア】管理職が不在      【Bーキ】運動場が液状化し、使用できずない。

1 時間・場所等

日曜日の午前11時45分、部活動の練習試合終了直後に地震が発生する設定(計25分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	生徒の動き	教職員の動き
11時45分	● 大きな揺れが発生 (体育館)	● 各自、身の安全を図る。 ・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ。 ● 水銀灯やバスケットゴール、窓ガラス等が降ってこない場所、消火栓のホースが出てこない場所にしゃがみ、手や鞆、ボール等で頭を守る。	● 生徒に危険回避行動を指示するとともに、自身も避難行動を取る。 ● 自校の生徒はもとより、他校の教職員や生徒等に対して、落ち着いて避難行動を取るよう指示する。 ● 体育館の入口及び非常口の近くにいる教職員・生徒にドアを開けるよう指示する。 ● 使用していたボールは転がさず、手でもつように指示する。
11時50分	● 揺れが収まる。	● ガラス等の危険物が散乱していない場所に集合する。 ● 自他のけがの有無の確認	● 体育館の被害状況を確認。教職員・生徒の状況把握  ● 負傷者の有無の確認 ● 携帯ラジオ等で情報収集 ● 各校の管理職に連絡→連絡付かず。 ● 余震による落下物の危険性があるため、体育館に留まることが困難と判断
11時55分	体育館入口開かず ● 非常階段から避難開始	● 本校の部活動の顧問の指示のもと、非常階段を使って、校庭に避難開始 ● 「おかしも」の約束を守り、落ち着いて避難する。	● 本部設営及び指揮 ・本校の教員を先頭に避難を開始する。 ● トイレに残留児童・生徒がいらないかを確認する。
12時	校庭液状化 ● 人員点呼 ● 避難完了 ● 二次避難決定	● 液状化の場所を避けて、校庭に集合する。 ● 各校ごとに整列 ● 避難場所への二次避難が決定したことを理解する。	● 液状化していない場所に集め、人員確認 ● 液状化に伴い、避難場所への避難を決定する。
12時05分 (5分間)	● 講評 【全校一斉指導】	● 自身の避難行動について振り返る。	● 本校部活動顧問から、特に以下の点について指導する。 ・いっどこで被災するか分からないことを踏まえ、日頃から準備しておくことや、いざという時の心構えについて確認する。



**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

授業中に地震が発生。揺れが収まった後に、校庭に集合し安全点検をしていたところ、津波警報が発令された。そこで、屋上に二次避難を行う。

【B-ケ】地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定する。

【C-(2)-ア】訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を予告しないで実施する。

1 時間・場所等

午前10時20分、地震が発生する。その後、津波警報が発令される設定(計15分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
10時20分	●授業中、震度6弱の地震が発生(児童・生徒への予告なし)	●「落ちてこない・倒れて来ない・移動してこない」空間がどうか、確認し、安全行動をとる。	●緊急地震速報のチャイム音を放送する。 ●校内放送で「訓練。大きな地震です。『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない』に留意すること。」等と周知する。
10時21分	●校庭への集合訓練	●学級ごとに校庭に避難する訓練を行う。	●校内放送「訓練。学級ごとに校庭に避難する」ことを周知する。「お・か・し・も」の意義を確認する。
10時25分	●避難完了		●各学級の人員点呼と安全確認
10時26分	●津波警報発令。校舎屋上に二次避難する。	●津波警報(高い波)が発令されたことを知る。	●津波警報(1メートルから3メートルまでの津波)が発令され、校庭から屋上に二次避難することを児童・生徒に伝える。 ●事前に、校庭から屋上への動線(経路)を確認し、各学年ごとに直近の階段を上がるように確認しておく。また、将棋倒し等の事故が発生しないように留意する。
10時33分	●二次避難完了	●屋上では、学級ごとに集合し、安全確認を受ける。	●担任は学級の状況を本部に報告する。 ●屋上の安全管理を徹底する。
当日	●事後指導 【教室で学級指導】	●沿岸部にいるとき、大きな地震が起こったら、津波が来る可能性を考え、すぐに高台に避難することを知る。	●東京湾で予測される津波は最大2.6メートルであるが、児童・生徒が夏季臨海学校等や私事旅行等で沿岸部に旅することも考えられることを踏まえ、大地震後の津波の危険について指導する。

※ 本計画例は、東京湾沿岸部の学校を想定したが、内陸部の学校で同様の設定の避難訓練を行うことは、児童・生徒に危険を予測し、回避する能力を育てるために意味がある。内陸部に居住する児童・生徒も沿岸部に旅行等でいくことが十分に予想されるためである。

※ 本事例は、津波による二次避難の訓練であるが、火災発生による校庭避難後、さらに安全な場所へ二次避難を行う等、他の設定による二次避難訓練も重要である。

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

授業中に地震が発生。校庭に避難したものの、運動場が液状化したため、通学路の安全も懸念されることから、保護者への引き渡しによる下校を行う。

【B-キ】運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない。

【C-(6)-ウ】家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する。

1 時間・場所等

午後1時30分、地震が発生する。校庭が液状化したため、引き渡し訓練を行う設定(計45分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
前日	●事前学習。明日、避難訓練と引き渡し訓練があることを児童・生徒に予告する。	●明日の避難訓練は、 ①下校時刻に地震が発生し、校庭等が液状化すること。 ②その後、保護者とともに下校する引き渡し訓練を行うこと。 という想定で実施することを理解する。	●学校便り等に、引き渡し避難訓練を実施することを掲載する等、保護者・地域住民等に本訓練の周知と協力を依頼する。 ●保護者に対して、事前に「液状化を想定した引き渡し訓練の開催」について通知し、訓練参加の有無について確認しておく。
1時30分	●震度5強の地震が発生	●直下地震が発生したことを想定し、教室で安全行動をとる。	●校内放送で「訓練。今、大きな地震がありました。下校を中止し、教室で待機する。」と周知する。
1時35分	●液状化により、保護者への引き渡しによる下校訓練を行う。	●地震により、校庭が液状化したため、保護者と下校することを知り、準備をする。	●校内放送「訓練。校庭が液状化したため、下校途中の道路の状況が心配であり、保護者とともに帰宅する訓練を行う。」ことを周知する。 ●担任は、引き渡しカード等や名簿を準備し、引き渡しに備える。
1時45分	●引き渡しによる下校訓練の開始	●保護者が迎えにきた児童・生徒から下校を行う。下校途中に余震が発生する可能性があることを想定して下校するようにする。 ●保護者が来校できないことが事前に分かっている児童・生徒は、教員の引率の下、集団下校等、友達と一緒に帰宅する。	●確実な引き渡しを行うよう、確認を十分に行う。 ●担任が不在の学級を敢えて設定し、担任業務を代行する別の教員を用意しておく。 ●保護者が来校できない児童・生徒については別室を用意し、担当の教員が対応する。
2時15分	●訓練終了		●校内に残っている児童・生徒の有無の確認
翌日	●事後学習 【学級指導】	●防災教育副読本「地震と安全」や防災教育補助教材「3.11を忘れない」等を活用し、地震後、地域によっては、液状化による地割れや噴砂、陥没等が発生し、道路や建物が危険な状況になることを確認する。	●担任等による事後指導を行う。その際、「地震と安全」の挿絵等を活用し、登校中の地震発生の際に必要な防災知識及び防災行動について確認する。 ●液状化の事例については、「東京都及び区市町村教育委員会指導主事等による東日本大震災被災地報告書」及び同DVD(全公立学校に配布済み)を参考にできる。

※ 本実施計画例は、小・中学校を想定して設定した。幼稚園、高等学校、特別支援学校の校種に応じて、液状化を想定した訓練や保護者への引き渡し訓練を設定する。

※ 校舎の耐震化が進んでいるが、液状化により二次避難する避難訓練についても設定できる。

**設定時間、設定場面、設定状況。体験的、実践的な避難訓練にするための改善の視点**

学校から歩いて30分ほどのところにある消防署で校外学習を行っていたところ、突然、大地震が発生。その後、学校の近くで火災が発生したことが判明し、帰校を断念、避難場所への避難を行う。

- 【A-オ】校外での学習活動中
- 【C-(2)-オ】一時集合場所や避難場所等まで避難する訓練
- 【C-(3)-イ】消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定

1 時間・場所等

午後10時30分、消防署見学の最中に大地震が発生する。学校の近くで火災が発生したため帰校を断念し、避難場所への避難を行う設定(計55分間)

2 避難訓練の時系列及び児童・生徒及び教職員の動き

時間等	設定状況等	児童・生徒の動き等	教職員の動き
前日まで	●消防署見学に続き、避難訓練を行うことを児童・生徒に予告する。	●消防署見学の後半に避難訓練が実施されること、その後、避難場所まで避難することを理解する。 ●防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用し、一時集合場所、避難場所、避難所の違いについて理解する。	●管内の消防署に、消防署見学と避難訓練への指導・助言を依頼する。その際、避難場所への避難誘導についても要請する。 ●学年便り等に、校外学習において避難訓練を実施することについて記載し、保護者への周知を図る。
10時30分	●消防署見学の最中、震度6弱の地震が発生	●消防署内で、各自、避難行動をとる。 ●「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。	●「訓練、訓練。地震発生。各自、自分の身を守りなさい。」と指示する。 ●点呼を行う。
10時35分	●学校の近隣から、火災が発生	●火災により、学校に戻ることができないため、避難場所に避難することを理解する。	●避難場所に避難することを伝える。 ●消防署員から、実際の震災時には、垂れ下がった電線を避けること、がれき等がないところを選んで歩くことを説明してもらう。
10時40分	●避難開始	●車に気を付けて移動する。 ●足下に気を付け、周囲の様子を確認しながら歩くようにする。 ●私語をしないように心掛ける。	●「おかしも」の約束を確認した上で、避難を開始する。
11時15分	●避難場所に到着 ・人員点呼 ・避難完了	●速やかに点呼ができるよう、静かに整列する。	●管理職に連絡し、避難場所に全員無事に到着した旨報告する。
11時20分 (5分間)	●講評	●消防署員の話聞く。	●消防署員から、本日の避難訓練の様子や、避難場所への避難の様子について、講評をしてもらう。

※ 本実施計画は、小学校4年生を対象として設定した。幼稚園や小学校の低学年においては、一時集合場所までの避難を想定してもよい。

※ 学校便りや学年便り等に、一時集合場所、避難場所、避難所の位置を掲載し、保護者等への啓発を図る。

## 第3章 東京都防災教育副読本等を活用した避難訓練等の充実

大地震が発生したとき、まず自分の命を自分で守るために、児童・生徒が適切な防災行動をとることが重要である。そのためには、学校における避難訓練を、様々な場面や状況を想定した実践的な内容に改善していく必要性を前章までに示した。児童・生徒が、避難訓練等で得た防災知識や防災行動を補充・深化・統合するためには、避難訓練前後に防災に関する知識・理解を学んだり、訓練実施後に自らの訓練行動について振り返り、自己評価する等の防災学習を計画的に位置付けることが有効である。

東京都教育委員会では、防災教育に活用できる防災教育副読本等を作成・配布している。各学校においてはここに紹介する副読本等を学校安全計画や避難訓練年間計画等に位置付け、避難訓練の前後の防災教育に活用する。

### 1 東京都独自の防災教育副読本等について

#### (1) 防災教育副読本「地震と安全」

地震発生時の児童・生徒の事故防止及び安全確保のため、地震に対する知識や地震による災害の理解及び地震発生時の心得や平常の準備に関する指導を行う上での副読本。昭和48年以来、毎年配布している。平成23年度からは、都内全児童・生徒に配布を拡大した。



#### (2) 防災教育補助教材「3.11を忘れない」

東日本大震災を踏まえ、「まず自分の身を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる」人材を育成する防災教育を推進するために、教科横断的に活用する小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」を、小学校第5学年児童及び中学校第2学年生徒全員に、平成23年度から配布している。

また、科目「保健」の時間に本補助教材

を活用し、交通安全・応急手当等について学び、防災への関心を高める高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を作成し、都立高等学校第1学年及び都立特別支援学校高等部第1学年の生徒に配布している。



#### (3) 「東京都及び区市町村教育委員会指導主事等による東日本大震災被災地視察研修報告書・指導資料」

平成24年5月、東京都及び区市町村教育委員会の指導主事等が、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」に掲載されている教材に関係する被災地の学校等を訪問し、学校関係者や保護者・地域住民等の講演を通じて、当日の被災状況や復旧・復興の状況を理解するとともに、「自助・共助・公助」に関わる具体的な現地における取組事例等を収集した。

その成果を報告書及び指導資料(電子ブックDVD)としてまとめ、都内全公立学校に配布している。そこには、視察場所の写真約250枚や被災地の動画4本、各講演会の講演要旨等が電子データで記録されており、防災教育に活用することができる。



## 2 防災教育副読本等の活用による避難訓練の改善

### (1) 避難訓練の事前指導を改善する

#### ア 想定する災害の規模、想定場面や状況を事前指導する

これまでの避難訓練は、予告の有無にかかわらず、児童・生徒に対して、実施する避難訓練の内容について、必ずしも十分な説明をしないで行われることが多かった。これは、臨機応変に対応する力を高めることや、教師の指示を的確に聞き、それに従って適切な避難行動を取れるようにする意図があったためである。

今後は、このような意図を踏まえつつ、児童・生徒が防災について、主体的に考えたり行動したりする訓練に改善していく必要がある。具体的には、予告して行う避難訓練の場合の事前指導として、発達の段階に応じて、訓練の目的や災害の設定条件等について事前によく説明した上で、避難訓練に参加するよう指導する。

その際、避難時に取るべき防災行動を端的に示した「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」等の心構えを掲載した「地震と安全」を用いて具体的に指導する等、防災教育副読本を活用する。

#### イ 臨場感、緊迫感をもたせるために、写真や映像資料を活用する

児童・生徒は日常の学校生活を送っている中で、避難訓練に参加する。そのため、発達の段階によっては、避難訓練に臨む際に、地震を具体的にイメージすることができなかつたり、地震が起こることについて実感をもつことができなかつたりする児童・生徒がいる。

そこで、防災教育補助教材「3. 11を忘れない」に掲載されている阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地の写真や、「東京都及び区市町村教育委員会指導主事等による東日本大震災被災地視察研修指導資料(電子ブックDVD)」に収録してある宮城県石巻市や東松島市等の被災地の写真や動画等を、事前指導として視聴する。地震後の被災地の被害状況や、被災された地域住民の地震災害の恐ろしさに触れた実話等によって、児童・生徒は地震災害に関するイメージをもつことができる。そのイメージをもって、避難訓練に臨むことで、臨場感や緊迫感を感じながら、真剣に訓練に参加することができる。

### (2) 避難訓練の事後指導を改善する

#### ア 避難訓練の状況について、担任が具体的に評価する

避難訓練実施後、「前回より1分早く集合できた」等、避難行動の素早さについて評価する機会が多い。児童・生徒が秩序立って冷静に避難行動が取れることは、学校における避難訓練の目指す大切な目標である。この基本的な視点について、まず評価することは大切である。

上記に加えて、「地震と安全」を活用し、「煙の中の避難行動」、「防災頭巾等がない場合の頭部の守り方」、「教室で地震が起こったとき、机の下に体を入れる際に取りべき姿勢」等、具体的に項目を示して、児童・生徒の避難行動について評価する。

#### イ 消防署員を講師に招いた防災学習を続けて行う

消防署との連携については、避難訓練や防災訓練実施の際に指導・助言をいただく等、既に各学校の実態に即して行われている。例えば消防署員に協力してもらい、避難訓練後に煙体験ハウスによる避難行動訓練や、初期消火訓練等を実施する機会がある。その際、続けて防災講演会等を実施することが、避難訓練の事後指導としても有効な学習となる。

小・中学校版防災教育補助教材「3. 11を忘れない」及び高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3. 11を忘れない～」に、東日本大震災における東京消防庁の活躍や、心肺蘇生法等救急法について掲載されている。

講演会の際には、これらの防災教育補助教材にも触れてもらうとともに、消防士としての防災にかける思いや願いについて、具体的に児童・生徒に伝えてもらうことを依頼する。児童・生徒にとって、防災の知識をもち、救出救助の専門家である消防士に自分たちの避難訓練を講評してもらうことは、防災に対する意識を高めるとともに、次回の避難訓練の動機付けとなる。

### 1 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について

24教指企第1066号  
平成25年2月7日

区市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長

#### 学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）

このことについて、東日本大震災を踏まえ、貴教育委員会では管下各学校・園における防災教育の推進を図るとともに、様々な想定を取り入れた実践的な避難訓練や防災訓練の改善に向けて取り組まれていることに改めて感謝申し上げます。

この間、東京都においては、平成24年4月に首都直下地震等による被害想定を見直すとともに、同年11月には「東京都地域防災計画」を修正しました。防災教育についても、その充実が一層求められています。

貴職におかれましては、地域の実態を踏まえ、避難訓練等を一層改善し、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育てる防災教育を推進するよう、貴管下各学校・園に対し、下記の点について改めて御指導をお願いします。

記

#### 1 避難訓練等の想定場面等の見直しを図ること

東日本大震災発生時刻、一部の児童・生徒が下校後だった学校や、管理職が不在だった学校、遠足等で他県等において交通機関等の不通により帰宅困難となった学年があった学校、あるいは津波警報が発令された地域や液状化が発生した地域等があったことなどを踏まえて、改めて自校の避難訓練等の想定時間、場面、災害の設定状況等を見直し、別紙資料「震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項」を参考とするなどして、多様な場面や状況を想定した避難訓練等を実施する。

#### 2 体験的、実践的な避難訓練等となるよう改善を図ること

##### (1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

避難訓練の実施計画を策定する際は、学校の種別や校舎等の耐震化の状況を踏まえるとともに、区市町村が定める地域防災計画等におけるハザードマップ等を確認し、特に、木造住宅密集地域、海岸地域、海岸や池の埋め立て地、盛り土、崖の上、崖の下等にある学校は、地震に伴う火災、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も十分に考慮する。

##### (2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

幼児・児童・生徒等に訓練実施日は予告しておくが、想定する災害の発生時刻や被害状況等を予告しないで実施したり、消火器や屋内消火栓、担架等を活用したり、あるいは緊急地震速報のチャイム音を用いる等、様々な方法を工夫する。

##### (3) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

学校所在地の消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

また、学校の避難訓練・防災訓練に、区市町村や町会等の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、区市町村や町会等が主催する防災訓練に参加したりするなど、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を、年間必ず1回以上実施する。

### 3 震災等に対する避難訓練等の計画・実施における留意事項

#### (1) 幼児・児童・生徒の安全を確保する下校訓練の実施

東日本大震災当日の下校方法については各学校で判断が異なったが、集団下校及び単独下校した小・中学校においては、保護者が帰宅困難となったために、児童・生徒だけで自宅で長時間過ごした事例があった。また、都立学校においては約8,400人の児童・生徒が帰宅できずに震災当日深夜まで学校に待機した。

このことを踏まえ、震災時の下校方法については、幼児・児童・生徒の安全の確保を図るため、「保護者への引き渡し」「集団下校」「スクールバスによる下校」等、幼児・児童・生徒の発達の段階及び自校の実態を踏まえた下校方法について検討し、震災の規模や状況に応じた適切な下校方法が選択できるよう、下校訓練を実施する。

#### (2) 避難訓練の実施回数

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校においては年間1回以上、高等学校においては年間4回以上の避難訓練の実施を原則とする。

#### (3) 避難訓練等における東京都教育委員会防災教育副読本等の活用

避難訓練や防災訓練を実施する機会を捉え、防災教育副読本「地震と安全」（全児童・生徒に配布）、防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」（小学校第5学年、中学校第2学年児童・生徒に配布）、高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康 ～3. 1 1を忘れない～」(高等学校第1学年配布)を活用した防災教育を実施する。

【本通知は、同日付で都立学校長にも通知している】

## 資料

### 震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項

#### 1 避難訓練等の想定場面等の見直し例

##### (1) 設定時間・場面について

- ア 登下校中
- イ 始業前、放課後
- ウ 授業中(普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等)
- エ 休憩・清掃中
- オ 校外での教育活動中
- カ 他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
- キ 委員会や部活動中(長期休業日及び学校休業日を含む)

##### (2) 設定状況について

- ア 管理職が不在の場合
- イ 電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
- ウ 停電等により、校内放送が使用できない場合
- エ 渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない場合
- オ 幼児・児童・生徒・教職員が負傷した場合
- カ 校内において幼児・児童・生徒が行方不明になった場合
- キ 運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合
- ク 島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された場合
- ケ 地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定した場合

#### 2 体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

##### (1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

実施時期・回数・内容等は、学校種別、地域の実情、校舎の安全状況等を踏まえた実践的な訓練を設定する。併せて、「安全教育プログラム」や自校の学校安全計画等における防災教育との関連を考慮して設定する。

## (2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

- ア 訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を幼児・児童・生徒、想定によっては教職員にも予告しないで実施する等の工夫をする。
- イ 消火器や屋内消火栓、担架等を積極的に活用する。
- ウ 緊急地震速報のチャイム音を活用し、地震発生時に身を守る姿勢をとる訓練等を実施する。その際、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間に身を寄せるよう指導する。
- エ 廊下等の避難経路に、落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択する等、災害発生時の推移に合わせた発災対応型の設定を工夫する。
- オ 一時集合場所や避難場所等まで避難する訓練を取り入れる。

## (3) 避難訓練等の事前・事後指導を充実する

- ア 避難訓練等の意義を幼児・児童・生徒が十分に理解し、真剣な態度で訓練に臨むことができるようにするために、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本として、訓練の事前・事後に指導することが重要である。  
その際、全児童・生徒に配布した防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認する等、指導の充実を図る。
- イ 消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定する。

## (4) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する配慮

特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒には、発達の特性や障害の状況等を踏まえ、必要に応じて避難訓練の想定内容等について事前に個別に説明する等、避難訓練等の実施前後に配慮する。

## (5) 教職員の役割分担を明確化する

- ア 教職員一人一人が指揮系統や役割分担(情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)など、校内の協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- イ 避難訓練では、様々な役割を担当したり、訓練全体の流れを見たりするなど、教職員の役割を固定しないように工夫する。

## (6) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

- ア 学校所在地の消防署や町会等の防災担当者と連携し、次のような体験的、実践的な活動を組み合わせる。

- |                 |                |           |
|-----------------|----------------|-----------|
| ・消火器による初期消火訓練   | ・煙体験ハウスを活用した訓練 | ・起震車体験    |
| ・D級軽可搬消防ポンプ放水訓練 | ・AED取扱い訓練      | ・応急手当     |
| ・宿泊防災訓練         | ・避難所設営訓練       | ・炊き出し訓練 等 |

- イ 消防署と連携し、避難訓練時に119番通報訓練を実施する。その際、住所や被害情報等の通報が的確にできるように訓練する。
- ウ 保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。  
なお、避難訓練に引き続いて防災訓練を実施するなど、防災意識を高めるように工夫する。

## (7) 実施後の評価を次回の避難訓練等に活用する

避難訓練等実施後は、必ずその評価を教職員相互で行い、反省点や改善点、効果的だった点等について次回の訓練に反映させる。そのため、避難訓練等の際に、避難誘導の在り方や幼児・児童・生徒の避難行動が円滑に行われているか評価する役割の教職員を位置付けることも考慮する。



## 2 東京消防庁と連携した防災教育の推進について

24教指企第124号  
平成24年4月25日

区市町村教育委員会  
指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長

教育機関と連携した総合防災教育の推進について（通知）

日頃から、防災教育に御尽力いただき、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、別添写しのとおり、東京消防庁防災部長より、東京消防庁各部長及び各消防署長宛て通知した旨、情報提供がありました。

つきましては、貴管下の小・中学校等に周知し、別添の「消防署防災教育担当者一覧（東京消防庁）」（平成24年4月1日現在）を参考に、地域の消防署等との連携体制を整えるとともに、各学校における避難訓練や防災訓練及び応急救護訓練等、あらゆる機会をとらえて、実践的な防災教育を推進するよう、お願いします。

【本通知は、同日付で都立学校長にも通知している】



24防防第27号  
平成24年4月12日

各部長 殿  
各消防署長 殿

防 災 部 長

教育機関と連携した総合防災教育の推進について（通知）

このことについて、学校等における総合防災教育の推進にあっては、東京消防庁都民の生活の安全に関する規程（平成21年4月東京消防庁訓令第29号）第23条により推進しているところですが、東日本大震災を踏まえ、教育機関においても児童等に対する防災教育の充実が図られており、効果的な防災教育の実施のためには、当庁と教育機関との連携がより重要となっています。このことから学校等における総合防災教育の推進について、下記のとおりとしますので、成果のあがるよう配意願います。

### 記

#### 1 推進事項

##### (1) 小・中学校版防災補助教材の活用

東京都教育委員会では、教科を横断して活用する新たな防災教育補助教材「3. 11を忘れない」（以下「補助教材」という。）を作成し、公立の全小学5年生及び中学2年生に配布しています。補助教材の作成にあたっては当庁も参画しており、総合防災教育の実施においても活用できる内容となっています。各校への総合防災教育実施の働きかけの際には、当補助教材の活用に配意してください。なお、補助教材については、すでに東京都教育庁から各署に送付されていますので参照願います。

また、高等学校用補助教材についても、後日主管課から配布しますので参考として活用してくだ

さい。

## (2) 救命入門コースの実施

総合防災教育体系における小学校高学年に対する到達目標については、「初期消火や応急手当ができる」としています。

「救急蘇生法の指針2010（市民用）」及び「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要項」の一部改正に基づく心肺蘇生の指導要領及び講習制度の改正について（平成23年12月6日23救指第414号救急部長通知）により、90分間の救急入門コースが、小学校高学年に対する総合防災教育の一環として位置づけられました。平成24年度普及指針について（平成24年3月28日23救指第628号救急部長通知）で示されたように、各消防署においては、管内の概ね2割以上の小学校で救急入門コースが実施されるよう、積極的な働きかけを行ってください。

なお、実施の際には、(1)の補助教材中の応急手当に関する部分をテキストとして活用願います。

## (3) 体験的、実践的な総合防災教育の推進

児童等の防災行動力の向上に配慮し、体験的、実践的な総合防災教育を推進してください。推進にあっては、学校等における震災等を想定した総合防災教育の推進について（平成23年8月30日23防防第606号防災部長通知）を参考にしてください。

## (4) 「地震 その時10のポイント」の普及

総合防災教育実施の機会を捉え、今回の「地震 その時10のポイント」改正の趣旨を分かりやすく説明するとともに、地震発生時における身の安全の優先や迅速な避難行動等の普及に努めてください。

なお、補助教材には改正した「地震 その時10のポイント」を掲載しているので、補助教材を活用した授業等では確実な普及に努めてください。

## 2 東京都教育委員会事業への協力

### (1) 都立学校防災教育推進事業への支援（別添え1、2参照）

東京都教育委員会では、別添え1のとおり防災教育の充実を図り、別添え2により、全都立学校において、体験的、実践的な防災教育を推進することとし、各校に防災教育推進委員会を設置し、地域との連携体制を強化する取組を推進しています。各署にあっては、別添え2中の都立学校防災教育推進事業ガイドラインを参考に、各校との連携を図ってください。

### (2) 宿泊を伴う防災体験活動に対する支援（別添え3参照）

(1)の都立学校防災教育推進事業のひとつとして、別添え3のとおり、すべての都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高等学校等」という。）において、自校での宿泊を伴う防災体験活動が実施されます。

実施にあたっては、別添え3を参考に各校との調整を図ってください。

## 3 その他

(1) 総合防災教育の実施にあたっては、消防団と連携し効率的な実施を図ってください。

(2) 2の事業のほかに、12校の都立高等学校等を防災教育推進モデル校として指定し、高校生による防災活動支援隊の結成や第1学年における上級救命講習の受講及び第2学年における消防学校を利用した一週間程度の宿泊を伴う防災体験学習などのモデル事業が予定されています。

指定される都立高等学校やモデル事業の詳細については別に通知します。

(3) 補助教材については、東京都教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

制作協力

平成24年度東京都学校防災教育推進委員会

担 当

教育庁指導部指導企画課長	出張 吉訓
教育庁指導部主任指導主事	石田 周
教育庁指導部指導企画課統括指導主事	熊谷 恵子
教育庁指導部指導企画課課務担当係長	西脇 良和
教育庁指導部指導企画課指導主事	千葉かおり

## 避難訓練の手引

- 平成25年3月初版発行（東京都教育委員会印刷物登録 平成24年度 第257号）
- 平成27年7月増刷版発行（東京都教育委員会印刷物登録 平成27年度 第48号）

東京都教育委員会印刷物登録  
平成24年度 第257号

平成25年3月25日

編集・発行 東京都教育庁指導部指導企画課  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第一本庁舎38階  
電話番号 03-5320-6863

印刷 正和商事株式会社  
〒161-0032  
東京都新宿区中落合1-6-8  
電話番号 03-3952-2154



